

**国民健康保険・後期高齢者医療****新しい保険証、(兼) 高齢受給者証は届きましたか**

国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日となっています。8月1日からご使用いただく新しい保険証は、7月下旬ごろにお送りしています。

現在お持ちの古い保険証などは、内容が読み取れないよう細断して破棄してください。

**◆記載内容を確認してください**

新しい保険証が届いたら、記載内容などに間違いがないか確認してください。有効期限は令和3年7月31日までですが、年齢や保険証の種類によって一部異なります。

※70歳以上の方には、高齢受給者の負担割合が記載してあります。

**◆保険料(税)を滞納している場合**

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は、通常の保険証ではなく、滞納状況に応じて、短期被保険者証や、医療費の全額を負担することになる被保険者資格証明書を交付します。

短期保険証などの発行は、納税相談の後に行いますので、税務課滞納対策室へお越しく下さい。

**保険証に変更はありませんか？ 資格の確認をお願いします**

再就職などで職場の健康保険に加入したり、ご家族の方の社会保険の被扶養者になられていますか。

職場では国民健康保険脱退の手続きはしてもらえませんので必ず役場の窓口で手続きをしてください。

脱退の手続きをしないと国民健康保険税が賦課されたままになります。脱退の手続きには新たに加入した健康保険証と本人および世帯主の方の個人番号の分かるものが必要です。

※原則14日以内に手続きをするように決められています。

**国民健康保険****ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。**

入院などで医療費が高額になる場合には、医療機関に認定証を提示することで窓口での支払いが自己負担限度額までになったり、入院時の食事代が減額されたりします。

◆申請に必要なもの 保険証、個人番号カード(または通知カード)、印鑑

※国民健康保険税の滞納がある世帯は、交付できない場合があります。

**「ジェネリック医薬品希望シール」を活用しましょう**

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間終了後に、有効成分や安全性などが新薬と同等と認められた薬のことで、開発コストが少ない分新薬よりも安く購入できます。

大山町国民健康保険では、皆さんの窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品への切り替えを手軽に意思表示できるシールを作成し、新しい保険証と一緒に同封しました。保険証やお薬手帳に貼ってご利用ください。